

平成24年11月22日

国際会計基準審議会 御中

一般社団法人全国銀行協会

国際会計基準審議会 (IASB) Draft of forthcoming IFRS on general hedge accounting (一般ヘッジ会計ドラフト) に対するコメントについて

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会の公表した一般ヘッジ会計ドラフトに関するコメントを以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

なお、このドラフトはコメントを募集する目的で公表されたものでないことは承知しているが、実務上明確化が必要である点等につきコメントを取りまとめたものである。

## I 全般的なコメント

我々は、今回の一般ヘッジ会計に関するドラフト（以下、「ドラフト」という。）のヘッジ会計モデルについて、現行 IAS 第 39 号のヘッジ会計モデルと比較して、企業のリスク管理の実態を極力財務諸表に反映させることを目的としている点、および、2010 年 12 月に公表された公開草案に対する我々の意見の多くが採用された点に関して、高く評価をしている。

一方で、実務上明確化が必要な点もあり、そうした点を十分考慮したうえで基準化することを要望するものである。

また、我々は、このドラフトだけでは、Sub-Libor取引のLibor部分をヘッジ対象リスクとすること、資金調達目的の通貨スワップの会計処理等について、従来から申しあげているとおり、引き続き企業のリスク管理活動の実態が会計上正しく反映できないと考えている。これらの論点のうち、資金調達目的の通貨スワップの会計処理等については、マクロヘッジ会計プロジェクトの中で継続審議されていくことになることと認識しているが、貴審議会においては、こうした我々の懸念を十分考慮したうえで審議をしていただきたい。また、包括金利キャッシュフローヘッジにおけるSub-Libor取引についても、マクロヘッジ会計プロジェクトにおいて継続審議されることを要望する。

なお、マクロヘッジ会計プロジェクトの審議過程においては、今回基準化され

る一般ヘッジ会計の原則に過度に影響を受けることなく検討されることもあわせて要望する。

## II 個別項目に関するコメント

### 1. 適用ガイダンスの廃止について

ドラフトのヘッジ会計モデルの下では、IAS第39号における適用ガイダンスが全廃されている。ガイダンスの廃止は、原則主義の基準の開発という観点からの対応であり、現行実務を否定するものではないと認識しているが、一部の関係者からは、適用ガイダンスから削除された以上、現行の取扱いは認められないのではないかという声も聞かれる。こうした混乱を回避し、現行実務の継続に疑義が生じるなどの意図せぬ結果を招かぬよう、適用ガイダンスを引き継ぐか適用ガイダンスを削除した理由を結論の根拠に記載する等の手当てをしていただき、新たなヘッジ会計モデルの下でも現行IAS第39号の適用ガイダンスに準じた取扱いが可能であることを明確にすることが必要であると考えている。特に、以下のとおり、IAS第39号 IG F1.4（内部取引）及び IG F6.1-F6.3（包括金利キャッシュフローヘッジ）については、銀行業の実務に深く根付いており、その取扱いの明確化を要望するものである。なお、本件については、貴審議会のスタッフに対し企業会計基準委員会のスタッフからも同様の問題提起がなされているものと理解している。

#### (1) IAS第39号 IG F.1.4（内部取引）について

IAS第39号 IG F1.4では、外部放出の確認を条件として、内部デリバティブを利用してヘッジ会計として適格とする取扱いが記載されており、当該取扱いは、金融機関の実務に即したものとなっている。

日本の銀行では、ヘッジ会計を適用しているALMセクションがヘッジ目的で行うデリバティブ取引をトレーディングセクションと行い、トレーディングセクションはそれらのリスクを外部との取引により外部へ放出している。このような実務は、外部、すなわち、市場とアクセスする部署をトレーディング部署に一本化した方が信用リスクを管理しやすい、といった合理的な理由によるものであり、今後議論されるマクロ公正価値ヘッジ会計は当然ながら、一般ヘッジ会計モデルにおいても、財務諸表に適切に反映させる必要がある。

よって、新たなヘッジ会計モデルの下でもIAS第39号の IG F1.4に従った取扱いが可能であることを確認したい。

#### (2) IAS第39号 IG F6.1-6.3（包括金利キャッシュフローヘッジ）について

IAS第39号 IG F6.1からF6.3には、包括金利キャッシュフローヘッジを適用するに当たっての基礎となる基準解釈が記載されている。特に、非有効部分の算出

方法、ヘッジ指定の考え方およびそれに伴うヘッジ調整時の会計処理については、実務上非常に有意なガイダンスであり、多くの金融機関がこのガイダンスに従った取り扱いを行っていることを認識している。

よって、新たなヘッジ会計モデルの下でも、IAS第39号 IG F6.1からF6.3に従った取扱いが可能であることを確認したい。

## 2. 仮想デリバティブ法における、ヘッジ対象に存在しない要素の考慮について

ドラフト B6.5.5 において、仮想デリバティブ法を用いたヘッジ対象の評価に際して、ヘッジ手段にのみ存在し、ヘッジ対象に存在しない要素について、ヘッジ対象の価値の算定に含めることはできないとしており、例示として通貨ベーススが挙げられている。

また、IE23 注記 15 および IE33 注記 24 において、非有効部分の発生要因の例示として通貨ベーススが挙げられている。

しかしながら、仮想デリバティブを構築する際には、通常のデリバティブに含まれる要素をすべて考慮するという考え方にもとづき、通貨ベーススについても考慮している現行実務の例もあることを認識している。したがって、通貨ベーススについては、それぞれの例示からの削除を検討願いたい。

## 3. フォワード・ポイントの償却時の会計処理について

フォワード・ポイントについては、ドラフト 6.5.16 において、規則的かつ合理的な方法で償却し、損益に振替えることとあるが、償却を認識する当該損益勘定については明示されていない。ドラフトの結論の根拠 BC6.304 において、「審議会は当該会計処理により取引の経済的実質及び正味の金利マーシンの成果についてより適切な表現を提供することになると考えた」としており、ドラフトにおけるフォワード・ポイントの償却を認識する、その他の包括利益の見合勘定は、「利息収益・費用」であることを確認したい。

## 4. 分類及び測定の限定的見直しとの整合性ならびに一般ヘッジ基準化の時期について

現在、貴審議会において分類及び測定の限定的見直しが検討されており、契約キャッシュフロー要件を満たす負債性金融商品について、ビジネスモデルが契約上のキャッシュフローの回収及び売却の両方を目的とする場合の区分として、FVOCIカテゴリーの導入が暫定決定されていることを認識している。

FVOCIカテゴリーに区分された負債性金融商品は、売却も想定されるが、当該資産の市場流動性等の理由により売却できない場合等の合理的な事由により、デリ

バティブ取引を用いてその金利や為替などの市場性リスクに起因する公正価値の変動であるOCIの変動をヘッジすることも考えられる。

このような場合にヘッジ会計は適用可能か、またヘッジ対象の会計処理に合わせ、ヘッジ手段の会計処理をどのように行うかについて、ドラフトには記載がない。分類及び測定の限定的見直しの基準化に際しては、この点を明確にする必要があると思われる。なお、本件については、貴審議会のスタッフに対し企業会計基準委員会のスタッフからも同様の問題提起がなされているものと理解している。

また、IFRS第9号の各フェーズは同時に適用することが適切であるという方針に則り、適用時期は、2015年1月1日以降開始される事業年度と延期されている。しかし、分類及び測定の限定的見直しについて、公開草案の公表・最終基準化というプロセスを控えており、また、その際には前述の一般ヘッジ会計に関する論点も追加で検討する必要がある、さらには、減損についても公開草案の公表が予定されている。このような状況下、適用開始まで正味2年と迫っており、各フェーズの同時適用の方針を貫くのであれば、IFRS第9号の適用時期につき再延期を検討願いたい。

以 上